

目 次

平成 17 年

(意見書)

1. 「下関ナンバー」の創設を求める意見書…………… 1
2. 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書 …… 2
3. 地方議会制度の充実強化に関する意見書 …… 4
4. 市民生活を支える道路整備の推進を求める意見書 …… 6
5. 自治体病院の医師確保対策を求める意見書 …… 8
6. 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書……………10
7. 議会制度改革の早期実現に関する意見書 ……13
8. 有害鳥獣対策を求める意見書 ……15

(決 議)

1. 金田直樹議員に対する辞職勧告決議 ……16
2. 安全都市宣言に関する決議 ……17
3. 非核平和都市宣言に関する決議 ……18

平成 18 年

(意見書)

1. 市民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書 ……19
2. 基地対策予算の増額等を求める意見書 ……21
3. 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める
意見書 ……23

(決 議)

1. 汚泥・し尿処理施設工事に係る談合事件に対する最善の措置を
求める決議 ……25
2. 飲酒運転根絶に関する決議 ……26

平成 19 年

(意見書)

1. 日豪 E P A 交渉に関する意見書 ……………27
2. 市民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書 ……………29
3. 療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書 ……………31

平成 20 年

(意見書)

1. 道路整備財源の安定的な確保を求める意見書 ……………32
2. 漁業用燃油高騰に対する緊急支援措置を求める意見書 ……………34
3. 原油高騰対策に関する意見書 ……………35
4. 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書 ……………36
5. 社会保障関係費の 2, 200 億円削減方針の再考を求める
意見書 ……………37

平成 21 年

(意見書)

1. 基地対策予算の増額等を求める意見書 ……………38
2. 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書 ……………40
3. 日米 F T A 交渉に関する意見書 ……………42

平成 22 年

(意見書)

1. 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書 ……………44

平成 23 年

(意見書)

1. T P P 交渉参加への慎重な対応を求める意見書 ……………46
2. 350 万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書 ……………47
3. 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書……………49
4. エネルギー政策の根本的見直し等を求める意見書 ……………50

5. 燃油関係税制に係る特例措置に関する意見書	52
-------------------------	----

平成 24 年

(意見書)

1. 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	53
2. 基地対策予算の増額等を求める意見書	54
3. 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」 の構築を求める意見書	56
4. 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書	58
5. 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援 を求める意見書	60
6. オスプレイ飛行に関する意見書	62

平成 25 年

(意見書)

1. 地方税財源の充実確保を求める意見書	63
----------------------	----

平成 26 年

(意見書)

1. 山口地方裁判所管内の各支部における労働審判及び 裁判員裁判実施のための予算措置等を求める意見書	65
2. 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書	67
3. ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める 意見書	68
4. 「手話言語法」制定を求める意見書	70
5. 地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書	72

(決議)

1. (仮称) 安岡沖洋上風力発電事業に関する決議	73
---------------------------	----

平成 27 年

(意見書)

1. 災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書……………74

(決議)

1. 平和安全法制の速やかな確立に関する決議……………76

平成 28 年

(意見書)

1. 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書……………78

2. 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書……………80

3. 下関北九州道路の早期整備に関する意見書……………82

4. 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書……………84

平成 29 年

(意見書)

1. 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める
意見書……………85

2. 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書……………87

令和元年

(意見書)

1. 新たな過疎対策法の制定に関する意見書……………88

2. 予防接種の充実に関する意見書……………89

令和 2 年

(意見書)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める意見書……………90

令和3年

(意見書)

1. コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書……………92

令和4年

(決議)

1. ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議……………94

(意見書)

2. シルバー人材センターに対する支援を求める意見書……………95
3. 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書…97
4. オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書……………98
5. 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書……………100

令和5年

(決議)

1. 基幹的公共交通機関であるJR西日本「山陰本線」の早期復旧を求める決議……………102

(附帯決議)

1. 議案第173号 下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議……………104

「下関ナンバー」の創設を求める意見書

提出年月日 平成 17 年 3 月 17 日

議決年月日 平成 17 年 3 月 17 日

提出議員名 松尾勝、片山隆昭、谷村光雄、林清人、岡田正孝、
武野年弘、桂宏太、中谷紀由、大田幸夫、藤尾憲美、
末永昇、林真一郎、田中眞治、中村博、明石弘史、
木本暢一、戸澤昭夫、関谷博

送 付 先 内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣
地元選出衆参両院議員及び関係国会議員
山口県知事

本 文

山口県下最大の都市である下関市と豊浦郡 4 町（菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町）は、本年 2 月 13 日合併し、面積約 7 1 5 k m²、人口約 3 0 万人を擁する都市へと生まれかわり、中国地方で 4 番目の中核市を目指している。

本地域においては、十数年来、地域活性化の観点から、官民をあげて「下関ナンバー」創設の運動を行ってきたところである。

このたび、国において、「ナンバープレートの地域名表示細分化の考え方」が示されたことを受け、「下関ナンバー」の創設に向けて、議会も参加した官民一体となった「下関ナンバー創設期成会」を設立し、その実現に向けてさまざまな活動を行ってきた。

「下関ナンバー」の創設は、本地域のイメージを向上し、動く広告塔として地域振興や観光振興に資するとともに、広域合併した本地域の住民の一体感の醸成、地域への愛着心の高揚を図るためにも極めて有効であり、その創設を熱望する声は大きな高まりを見せている。

については、全国的に有名な「下関」の地名を冠したナンバーを創設することは、地域住民の長年の悲願であるので、「下関ナンバー」の早期実現に向けて特段の配慮を講じられるよう政府に対し強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

提出年月日 平成 17 年 6 月 27 日
議決年月日 平成 17 年 6 月 27 日
提出議員名 大田義友、芝田總繁、小山和、亀田博、古田清彦、
岡嶋英雄、桂宏太、兼田一郎、岸田一成、中谷紀由、
藤尾憲美、岩本直人、宮田隆男、中村勝彦、菅原明、
安永敏雄、木本暢一、檜垣徳雄
送付先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
郵政民営化・経済財政政策担当大臣、衆参両院議長、
経済財政諮問会議議員、地元選出衆参両院議員

本 文

地方六団体は、「基本方針 2004」に基づく政府からの要請により、昨年 8 月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年 11 月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成 16 年度分を含め、概ね 3 兆円とし、その約 8 割を明示したものの、残りの約 2 割については、平成 17 年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成 5 年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

1. 地方六団体の改革案を踏まえた概ね 3 兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。

2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
 3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
 4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
 5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方議会制度の充実強化に関する意見書

提出年月日 平成 17 年 6 月 27 日

議決年月日 平成 17 年 6 月 27 日

提出議員名 大田義友、芝田總繁、小山和、亀田博、古田清彦、
岡嶋英雄、桂宏太、兼田一郎、岸田一成、中谷紀由、
藤尾憲美、岩本直人、宮田隆男、中村勝彦、菅原明、
安永敏雄、木本暢一、檜垣徳雄

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、地方制度調査会会長、
地方制度調査会副会長、地方制度調査会小委員長、
地方制度調査会臨時委員、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

平成 5 年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後 60 年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっている

ことから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市民生活を支える道路整備の推進を求める意見書

提出年月日 平成 17 年 6 月 27 日

議決年月日 平成 17 年 6 月 27 日

提出議員名 野稻茂夫、佐伯伸之、中村昌一、御手洗美代子、
異儀田博己、江原聰、村田龍夫、稗田英己、門出眞治、
田中眞治、長秀龍、松村正剛、戸澤昭夫、西村富士雄

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

道路は、豊かな市民生活や活力有る経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、少子・高齢化が進展している中、活力ある地域社会の形成を推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全・安心を実感できる国土の実現を図るためには、高速道路を含む道路整備はより一層重要となっている。

特に公共交通機関の整備が不十分なため、自動車交通へ依存せざるを得ない地方において、人々が安全で安心して快適な生活を送り、自立した個性ある地域づくりを進めるためには、市内はもとより市外との交流・連携を促進する交通ネットワークの整備を進めるとともに、人や自然にやさしい交通環境の整備が必要不可欠である。

本市においては、今年 2 月に旧下関市と旧豊浦郡 4 町が合併し、人口 30 万人、面積 715.8 km²を擁する県下最大の都市として、今まさに新しいまちづくりを始めたところであり、新市における新たな交流を促進し、安心して安全な市民生活や産業・経済を支える交通機能等の向上を図る必要がある。

しかしながら、本市の道路整備は未だ不十分であり、一般国道 191 号下関北バイパス並びに下関西道路、関門海峡道路や山陰自動車道三隅美祢間の早期整備とともに、一般国道 2 号及び 191 号等の幹線道路の渋滞対策、さらには日常生活に密着した生活道路の整備促進、渋滞解消

による沿道環境保全、交通安全対策、道路防災対策等、計画的かつ効率的な道路整備の推進が緊急かつ重要な課題となっている。

については、国会におかれては、このような地域の実情に即した道路整備の重要性を深く認識され、平成18年度の予算編成に当たっては、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

1. 受益者負担という制度趣旨に則り、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。
1. 活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき、市民の期待する道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。
1. 安心・安全な生活の確保や経済活動の発展を支えるため、地方部の遅れた高速道路の整備を推進し、一日も早い完成に努めるとともに、高速道路のさらなる有効活用を図るため、インターチェンジへのアクセス強化、弾力的な料金設定などを進めること。
1. 自動車による二酸化炭素の排出抑制に不可欠な交通流の円滑化を図るため、これに必要な幹線道路等の道路ネットワークの整備、交差点の立体化等を強力に推進すること。また、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

自治体病院の医師確保対策を求める意見書

提出年月日 平成 17 年 9 月 26 日

議決年月日 平成 17 年 9 月 26 日

提出議員名 松尾勝、片山隆昭、谷村光雄、林清人、岡田正孝、
武野年弘、桂宏太、中谷紀由、大田幸夫、藤尾憲美、
末永昇、林真一郎、田中眞治、明石弘史、木本暢一、
戸澤昭夫、関谷博

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
文部科学大臣、衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

自治体病院は、地域の中核病院として、高度医療、特殊医療、小児医療、救急医療など多くの不採算部門を担いつつ、地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めている。

しかしながら、昨年 4 月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にある。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいる。

このような中、各自治体は、医師確保に向けて、懸命の努力を続けているが、医師の確保は、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれている。

よって、国におかれては、行政、大学、学会、医師会等との連携のもと、地域の医師確保対策として下記事項を早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、奨学金制

度の構築や医学部入学定員における地域枠の設定・拡大、一定期間の地域医療従事の義務化など、新たなシステムを構築すること。

2 深刻化している小児科、産婦人科等の医師不足を解消するため、診療報酬等の更なる充実を図るとともに、行政・大学・医療機関等の連携により抜本的な対策を講ずること。

3 地域間医療格差を解消するため、中核病院を主軸とした医療ネットワークの構築と連携の強化、医師をはじめ看護師、助産師等の医療従事者の必要人員の確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

提出年月日 平成 17 年 12 月 9 日

議決年月日 平成 17 年 12 月 9 日

提出議員名 松尾勝、片山隆昭、谷村光雄、林清人、岡田正孝、
武野年弘、桂宏太、中谷紀由、大田幸夫、藤尾憲美、
末永昇、林真一郎、田中眞治、明石弘史、木本暢一、
戸澤昭夫、関谷博

送 付 先 内閣総理大臣、内閣官房長官、
経済財政政策・金融担当大臣、総務大臣、財務大臣、
経済財政諮問会議議員、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成 18 年度までの第 1 期改革において、3 兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年 3.2 兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る 7 月 20 日に残り 6,000 億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る 11 月 30 日、「三位一体の改革について」決定され、地方への 3 兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」

に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

1. 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2. 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3. 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4. 真の地方分権推進のための「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

5. 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6. 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7. 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8. 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

9. 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会制度改革の早期実現に関する意見書

提出年月日 平成 17 年 12 月 21 日

議決年月日 平成 17 年 12 月 21 日

提出議員名 松尾勝、片山隆昭、谷村光雄、林清人、岡田正孝、
武野年弘、桂宏太、中谷紀由、大田幸夫、藤尾憲美、
末永昇、林真一郎、田中眞治、明石弘史、木本暢一、
戸澤昭夫、関谷博

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、衆参両院議長

本 文

国においては、現在、第 28 次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の記事について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改正が行われるよう強く求める。

記

1. 議会の招集権を議長に付与すること
2. 地方自治法第 96 条第 2 項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること
3. 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を

義務付けること

4. 議会に附属機関の設置を可能とすること
5. 議会の内部機関の設置を自由化すること
6. 調査権・監視権を強化すること
7. 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

有害鳥獣対策を求める意見書

提出年月日 平成 17 年 12 月 21 日

議決年月日 平成 17 年 12 月 21 日

提出議員名 谷村光雄、古野學、升野百合一、伊藤淨治、上野哲雄、
坂本勝彌、植田正、藤永高登、藤本久雄、福永真人、
近藤栄次郎、鵜原明人、村上淳一、江原満寿男、石川潔、
福田正志、田中義一

送 付 先 山口県知事、山口県議会議長

本 文

下関市と豊浦郡 4 町（菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町）は、本年 2 月 13 日の合併により新しい「下関市」へと生まれかわり、約 716 km²の面積を擁することとなったが、農山村地域を中心に市内のいたる場所においてイノシシ、シカ等有害鳥獣による農林産物への被害が頻発している。

本市の対応としては、鳥獣防護柵設置を始めとする有害鳥獣捕獲業務に取り組んでいるところであるが、被害は一向に収まらず、問題の解決に向かっているとは言いがたい状況である。

このような状況が続けば、農林産物被害の増大はもとより、農家の営農意欲の低下、農林業環境の荒廃、さらには生息区域の拡大による市民の生活環境悪化などが危惧され、地域社会に及ぼす影響が非常に憂慮される場所である。

よって、山口県におかれては、地域の実情を深く認識され、地域住民の長年の悲願である有害鳥獣被害の軽減を図るべく、より積極的な有害鳥獣対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

金田直樹議員に対する辞職勧告決議

提出年月日 平成 17 年 4 月 19 日

議決年月日 平成 17 年 4 月 19 日

提出議員名 松尾勝、岩崎義男、小山和、井上隆純、桂宏太、兼田一郎、
中田博昭、友松弘幸、近藤栄次郎、藤尾憲美、定宗正人、
木本暢一

送 付 先 金田直樹

本 文

現下の社会情勢は、混迷の度を増し、住民の政治に対する期待は、ますます増大しているものの、各種選挙等における昨今の有権者等の動向からは、政治不信とも評されかねない状況が生まれている。

これは、政治の貧困ともいうべきことであり、等しく政治家たる者は、己が志を改めて思い起こすとともに、住民の厳粛な負託に応え、かつ、あらゆることにおいて範を示すべき立場にあることを肝に銘じなければならない。

また、議員たる者は、自らの行動を厳しく律し、議員にふさわしい品位と識見を養い、住民の代表として、その品位と名誉を害する一切の行為を慎み、その職務に関し疑念を持たれることがないようにしなければならない。

金田直樹議員が「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反容疑で書類送検されていたと報道されたことは、議員としても、また、ひとりの人間としても許されないことであり、かつ、下関市議会の品位と権威を著しく傷つけたと断ぜざるを得ない。

よって、下関市議会は、金田直樹議員に対し、速やかに、下関市議会議員を辞職することを強く求めるものである。

以上決議する。

安全都市宣言に関する決議

提出年月日 平成 17 年 9 月 26 日

議決年月日 平成 17 年 9 月 26 日

提出議員名 松尾勝、片山隆昭、谷村光雄、林清人、岡田正孝、
武野年弘、桂宏太、中谷紀由、大田幸夫、藤尾憲美、
末永昇、林真一郎、田中眞治、明石弘史、木本暢一、
戸澤昭夫、関谷博

送 付 先 下関市長

本 文

わが国の経済の発展や国民生活の安定は、世界においても目覚しいものであるが、他面これに伴い産業災害、交通事故、風水害、地震、火災、学校内における児童生徒の被害、列車事故等のため、多数の人命が失われており、海外においてはテロリストや核兵器による脅威など、まことに憂慮すべきものがある。

これらの災害を防止するため、産業安全、交通安全、自然災害予防、学校安全、武力攻撃事態への対処等、各方面の安全運動がそれぞれの関係者の手によって行われているが、さらに一段と強力に推進し、憂慮すべき現状に対処することが望まれる。

そのためには直接の関係者ばかりでなく、市民、事業所、関係機関、行政が一体となった協力体制をさらに充実させ、密接な連けいのもとに総合的安全の一大運動を展開することが必要である。

われわれは、下関市民の安全を確保し、明るく住みよいまちづくりを目指して、ここに下関市を「安全都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

非核平和都市宣言に関する決議

提出年月日 平成 17 年 12 月 21 日

議決年月日 平成 17 年 12 月 21 日

提出議員名 松尾勝、片山隆昭、谷村光雄、林清人、岡田正孝、
武野年弘、桂宏太、中谷紀由、大田幸夫、藤尾憲美、
末永昇、林真一郎、田中眞治、明石弘史、木本暢一、
戸澤昭夫、関谷博

送 付 先 下関市長

本 文

戦争の惨禍を防止し、真の恒久平和を実現することは、全世界の人々共通の願いである。

しかしながら、軍備の拡張は依然として続けられ、核拡散と相まって世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全世界の人々の等しく憂えるところである。

我が国は世界でただ一つの核兵器による被爆国として、また日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念からも、再びあの広島、長崎における被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを絶対に繰り返させてはならない。

下関市議会は、真の恒久平和を求めるため我が国の国是たる非核三原則が世界各国の国是となることを希求するとともに、全ての核兵器保有国並びに将来核兵器を保有しようとする国に対し核兵器の廃絶を訴え、ここに下関市を「非核平和都市」と宣言する。

以上決議する。

市民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書

提出年月日 平成 18 年 3 月 28 日

議決年月日 平成 18 年 3 月 28 日

提出議員名 野稻茂夫、升野百合一、佐伯伸之、異儀田博己、江原聰、
村田龍夫、稗田英己、門出眞治、田中眞治、長秀龍、
松村正剛、戸澤昭夫、西村富士雄、西本健治郎

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
内閣官房長官、衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

道路は、豊かな市民生活や活力ある経済・産業・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、少子・高齢化が進展している中、活力とゆとりある地域社会の形成を推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全・安心を実感できる国土の実現を図るためには、高速道路を含む道路整備はより一層重要となっている。

特に公共交通機関の整備が不十分なため、自動車交通へ依存せざるを得ない地方において、市民が安全で安心して快適な生活を送り、自立した個性ある地域づくりを進めるためには、市内はもとより市外との交流・連携を促進する交通ネットワークの整備を進めるとともに、人や自然にやさしい交通環境の整備が必要不可欠である。

一方、国においては、昨年 1 2 月に「道路特定財源の見直しに関する基本方針」が政府・与党から示され、①道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に見極めつつ、真に必要な道路は計画的に整備を進める。②現行の税率水準を維持する。③特定財源制度については、一般財源化を図ることを前提とし、納税者の理解を得つつ、具体案を得る。とされたところである。

しかしながら、本市は 1 市 4 町の合併により人口 3 0 万人、東京 2 3 区の約 1. 2 倍の面積 7 1 5. 8 k m²を擁する県下最大の都市として、広大な市域での地域間の新たな交流と連携を促進し、安心して安全な市民生活や産業・経済を活性化するため交通機能等の向上を図る必要がある。

本市の道路整備は未だ不十分であり、関門海峡道路や山陰自動車道三隅美祢間などの早期整備とともに、一般国道2号及び191号等の幹線道路の渋滞対策、さらには日常生活に密着した生活道路の整備促進、また、救急、消防等の安心・安全の観点からの道路整備、渋滞解消による沿道環境保全、交通安全対策、道路防災対策等、計画的かつ効率的な道路整備の推進が緊急かつ重要な課題となっている。

よって、国におかれては、このような地域の実情に即した道路整備の重要性を深く認識され、本年の歳出・歳入一体改革の議論において、下記の事項について特段の配慮がなされるとともに、平成19年度の予算編成に十分に反映されるよう強く要望する。

記

1. 地域の課題に的確に対応した道路整備を強力に推進するため、受益者負担という制度趣旨に則り、道路特定財源はすべて道路整備に充当すること。
 2. 地方の実情に応じた道路整備が着実に推進できるよう、大幅に不足している道路整備財源の確保を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

基地対策予算の増額等を求める意見書

提出年月日 平成 18 年 6 月 28 日

議決年月日 平成 18 年 6 月 28 日

提出議員名 松尾勝、片山隆昭、谷村光雄、林清人、岡田正孝、
桂宏太、中田博昭、鶴原明人、大田幸夫、藤尾憲美、
岩本直人、田邊ヨシ子、末永昇、田中眞治、明石弘史、
安永敏雄、木本暢一、戸澤昭夫、佐藤幸

送 付 先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
防衛庁長官、防衛施設庁長官、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

我が国には、多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因する様々な問題が発生し、住民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

そのため、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び基地交付金の対象外である米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

しかし、基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要である。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
 - 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書

提出年月日 平成 18 年 9 月 27 日

議決年月日 平成 18 年 9 月 27 日

提出議員名 片山隆昭、大田義友、小山和、亀田博、松田弾六、
古田清彦、岡嶋英雄、桂宏太、兼田一郎、中谷紀由、
藤尾憲美、岩本直人、宮田隆男、中村勝彦、菅原明、
安永敏雄、木本暢一、檜垣徳雄

送 付 先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

建設産業は、我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献してきた。建設産業の特徴である元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は不安定な状態にあり、加えて、不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が、施工単価や労務費の引き下げにつながり、建設労働者の生活に大きな影響を及ぼしている。

このような中、国では平成 12 年 11 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」との附帯決議がされている。また、諸外国においては、公契約における適正な賃金の支払いを確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる。

よって、国におかれては、建設労働者の適正な労働条件の確保とともに、工事における安全や品質が適切に確保されるよう、公共工事における新たなルールづくりが必要であることから、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- 1 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保ができるよう、「公契約法」の制定を推進すること。

2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項について、実効ある施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

汚泥・し尿処理施設工事に係る談合事件に対する最善の措置を求める決議

提出年月日 平成 18 年 6 月 2 日

議決年月日 平成 18 年 6 月 2 日

提出議員名 松尾勝、岩崎義男、片山隆昭、空田清、内田和夫、
兼田一郎、中田博昭、友松弘幸、穂枝弘巳、近藤栄次郎、
藤尾憲美、定宗正人、和田銀一郎、木本暢一

送 付 先 下関市長

本 文

汚泥・し尿処理施設建設工事を巡る談合事件で、大阪地検特捜部は去る 5 月 23 日に、大手プラントメーカー 7 社の幹部を独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いで逮捕したところであるが、この逮捕容疑となった工事 8 件に本市の浄化槽汚泥等処理施設建設工事も含まれていることが明らかとなった。

本市議会では、当該施設の工事請負契約議案を昨年 8 月臨時会において可決したところであるが、議案を付託された環境消防委員会では、談合の事実が確定した場合には、損害賠償請求を確実に履行するよう強く求めるとともに、契約解除の問題を併せて指摘してきたところである。

よって、この度、談合の疑惑が明らかになった以上、市長におかれては、環境消防委員会が要望、指摘した事項について、早急に、最善の措置をとられるとともに議会に対して、適宜、経過報告をされるよう強く要望する。

以上決議する。

飲酒運転根絶に関する決議

提出年月日 平成 18 年 9 月 27 日

議決年月日 平成 18 年 9 月 27 日

提出議員名 松尾勝、岩崎義男、片山隆昭、空田清、内田和夫、
兼田一郎、中田博昭、友松弘幸、穂枝弘巳、近藤栄次郎、
藤尾憲美、定宗正人、和田銀一郎、木本暢一

送 付 先 下関市長

本 文

我が国がいわゆる車社会となり、交通戦争と称される状況を呈するようになってから、既に久しくなる。

本市においては、現在、下関ナンバーの普及と併せて、市民や地域が一体となって、運転マナーアップ運動に取り組んでいるが、先月飲酒運転により幼児 3 人の尊い命が奪われ、その後も全国で連日のように飲酒運転による事故が発生しているところである。

本市議会は、昨年 9 月 26 日に「安全都市宣言に関する決議」を可決したが、昨今の憂慮すべき状況に鑑み、全市民が一丸となって、特に飲酒運転を根絶すべく、改めて取り組まなければならないことを痛感するに至った。

よって我々は、ここに広く交通安全に関する意識の徹底を強く呼びかけるとともに、なかならず飲酒運転を根絶すべきとの意識の醸成に、全力を尽くそうとするものである。

以上決議する。

日豪EPA交渉に関する意見書

提出年月日 平成19年3月28日

議決年月日 平成19年3月28日

提出議員名 経済委員会

送付先 内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

日豪の経済強化の方策の検討を目的として、政府間で「日豪経済強化に関する共同研究」が進められているが、共同研究のとりまとめの期限を前倒しにし、豪州との早急な「交渉入り」を求める声が高まっている。

しかしながら、豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかもわが国にとって極めて重要な品目が多く含まれているのが実態である。このため、豪州との間では農産物の取扱いが焦点となるのは必至であり、その取扱い如何によっては、日本農業に壊滅的な打撃を与える恐れがある。

こうした中、4月から開始が予定されているEPAの締結交渉にあたり、下記の事項が実現されるよう強く要望する。

記

1 センシティブ品目に対する例外措置の明確化を図ること

豪州は、農産物の取扱いについては柔軟性を示唆しているが、具体的な内容が不明である。また、豪州はこれまで締結したFTAにおいて、相手国の例外措置をほとんど認めていないのが実態である。このため、わが国のセンシティブ品目に対する例外措置など、重要な品目を守る確証が得られない限り交渉に入るべきでない。

2 わが国農業の崩壊につながる重要品目の関税撤廃を拒否すること

豪州は、現在WTOのルール交渉の場においては、FTAの締結について極めて厳格なルールを主張し、過去に締結したFTA交渉でも例外をほとんど認めていないといった大変厳しい国であり、豪州と交渉に入れば、こうした主張の下でわが国に対して重要品目も含めた関

税撤廃を強く求めてくることは必至である。新たな経営安定対策に係る生産現場での改革に大きな影響を受けるなど、わが国の農業改革の崩壊につながる。わが国の農業を崩壊させないためにも関税撤廃などの要求は断固拒否すべきである。

3 これまでのWTO農業交渉に対する主張に基づいた対応の確保

これまでわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から十分な数のセンシティブ品目の確保とその柔軟な取扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。このため、豪州とEPAにおいて、WTO交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまでの交渉の努力が水泡に帰すことになることから、WTO交渉における主張に基づいた対応を行なうべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書

提出年月日 平成 19 年 9 月 21 日

議決年月日 平成 19 年 9 月 21 日

提出議員名 佐伯伸之、異儀田博己、平岡泰彦、門出眞治、長秀龍、
松村正剛、木本暢一

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
内閣官房長官、衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

道路は、豊かな市民生活や活力ある経済・産業・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、少子・高齢化が進展している中、活力とゆとりある地域社会の形成を推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全・安心を実感できる国土の実現を図るためには、高速道路を含む道路整備はより一層重要となっている。

特に公共交通機関の整備が不十分なため、自動車交通へ依存せざるを得ない地方において、市民が安全で安心して快適な生活を送り、自立した個性ある地域づくりを進めるためには、市内はもとより市外との交流・連携を促進する交通ネットワークの整備を進めるとともに、人や自然にやさしい交通環境の整備が必要不可欠である。

一方、国においては、平成 18 年 12 月に「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、①真に必要な道路整備は計画的に進める。②現行の税率水準を維持する。③税収の全額を道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みは改める。とされ、平成 19 年中に、真に必要な道路整備を進めるための中期計画を作成し、平成 20 年の通常国会において、道路特定財源に関する所要の法改正を行うとされたところである。

本市は 1 市 4 町の合併により、東京 23 区の約 1.2 倍の面積約 716 km²を擁する県下最大級の都市として、広大な市域での地域間の新たな交流と連携を促進し、安心して安全な市民生活や産業・経済を活性化するため交通機能等の向上を図る必要がある。本市の道路整備は未だ不十

分であり、関門海峡道路や山陰道などの早期整備とともに、一般国道2号及び191号等の幹線道路の渋滞対策、一般国道9号の交通安全対策及び高潮対策、さらには日常生活に密着した生活道路の整備促進、また、救急、消防等の安心・安全の観点からの道路整備、渋滞解消による沿道環境保全、交通安全対策、道路防災対策等、計画的かつ効率的な道路整備の推進が緊急かつ重要な課題となっている。

よって、国におかれては、このような地域の実情に即した道路整備の重要性を深く認識され、本年の歳出・歳入一体改革の議論において、下記の事項について特段の配慮がなされるとともに、平成20年度の予算編成に十分に反映されるよう強く要望する。

記

- 1 市民生活や経済・社会活動を支える重要な基盤施設である道路については、地方が真に必要としている道路整備が計画的かつ着実に推進できるよう、中期計画に位置付けるとともに、整備のために必要な財源の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書

提出年月日 平成 19 年 12 月 17 日

議決年月日 平成 19 年 12 月 17 日

提出議員名 文教厚生委員会

送 付 先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

昨年 6 月に成立した「医療制度改革関連法」より、今後 6 年間で現在 38 万床ある療養病床のうち 23 万床（6 割）が削減されることになった。これを山口県に当てはめると、6,200 床が削減、下関市に当てはめると 1,600 床が削減されることになる。

国は病院から出なくてはいけなくなったお年寄りなどの療養病床の患者さんに対し、自宅や介護施設や有料老人ホーム等に移っていただこうと考えているが、現実には介護施設は多くの入所待機者があり、いつ入所できるかわからない。病床によっては入所出来ないこともあり、自宅での介護が困難なお年寄りもたくさんいる。今後も増えると予想される療養の必要なお年寄りの入院ベッドを減らせば、多くの「医療難民」「介護難民」が生まれることは明らかである。

こうした療養病床削減のための諸施策は、単に療養病床のみの問題ではない。療養病床は急性期病院の受け皿として地域の中で重要な役割を果たしており、救急医療から回復期、維持期へという病床連携の中でこそ、地域の入院医療は完結する。そうした療養病床を地域から排除すれば、地域医療自体が成り立たなくなることは明らかであり、地域住民は一層不安な状況に追い込まれることになる。

従って、国におかれては、各都道府県の地域医療体制の整備を十分勘案の上、療養病床の廃止・削減計画の見直しを行い、地域住民が、いつでも、どこでも、安心して医療や介護を受けられるようにするための対応を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

道路整備財源の安定的な確保を求める意見書

提出年月日 平成 20 年 3 月 7 日

議決年月日 平成 20 年 3 月 7 日

提出議員名 亀田博、江原聰、井上隆純、福田幸博、末永昇、林透、
木本暢一

送 付 先 内閣総理大臣、財務大臣、経済財政政策大臣、
厚生労働大臣、内閣官房長官、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

道路は、少子・高齢化が進展している中、安全・安心を実感できる社会の実現を図り、豊かな市民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラである。

現状において、移動手段を自動車に依存せざるを得ない地方都市においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワークの形成をはじめ、防災対策、通勤・通学、さらには救急医療などの生活道路や交通渋滞対策など、まだまだ道路整備は不十分である。

さらに、道路の維持管理においても、今後、老朽化した橋梁やトンネル等が急増し、維持修繕費の増大が見込まれる中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約 9 千億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて 1 兆 6 千億円規模の減収が生じることとなる。

本市においても約 1 2 億円の減収が生じることとなり、道路の新設はもとより、整備中の事業の継続が困難になるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることとなる。

よって、道路整備に対する市民の要望が依然として強いことを踏まえ、下記の事項について特段の配慮がなされるとともに、このような地方の実情に即した道路整備が安定的かつ着実に行えるよう、道路整備の予算を確保されることを強く要望するものである。

記

1. 道路特定財源については、平成20年度以降も現行の税率水準を10年間維持する法案を今年度内に確実に成立させることにより、安定的かつ確実な道路整備のための財源として確保すること。また、自動車関係諸税を含めた今後の抜本的な税制改革の議論に際しては、地方の道路整備の推進に支障が生じることのないよう、財源の確保について配慮すること。
 2. 平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続し、交付対象の拡大及び地方の財政状況に応じた交付率の引き上げ等の措置を講ずること。
 3. 地域間格差への対応、国道をはじめとする渋滞対策、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造の観点から、市民の道路整備に対するニーズを幅広く酌み取るとともに、市民の期待に応えるべく、高規格幹線道路から身近な生活道路に至るまでバランスのとれた道路整備が行えるよう財源を確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

漁業用燃油高騰に対する緊急支援措置を求める意見書

提出年月日 平成 20 年 9 月 30 日

議決年月日 平成 20 年 9 月 30 日

提出議員名 経済委員会

送 付 先 内閣総理大臣、財務大臣、経済財政政策大臣、
農林水産大臣、内閣官房長官、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

四方を海に囲まれた我が国において、水産物の安定供給を図ることは、健康で充実した国民生活を維持するとともに、食料自給率の向上を図る上からも極めて重要な課題であり、我々、水産業を基幹産業とする水産都市は、水産業の拠点として水産物の安定供給に大きな役割を果たしてきたところである。

このような中、漁業を取り巻く環境は、周辺水域の漁業環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、産地価格の低迷、担い手の減少と高齢化など国内外の諸要因に大きく影響され極めて厳しい状況にある。

特に、最近の漁業用燃油価格の高騰は、漁業者の自助努力の限界を超え、出漁しても利益が望めないことから、多くの経営体が危機的状況に直面し、一斉休漁の波は全国的に広がっている。

よって、国におかれては、極めて厳しい水産業の実状を十分御理解いただき、喫緊する下記事項について緊急支援措置を講じられるよう要請するものである。

記

- 1 水産業の安定的経営を持続し、水産物の安定供給を維持するため、漁業燃油価格高騰に対する緊急支援措置を講じること。
- 2 漁業用燃油の安定的確保を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

原油高騰対策に関する意見書

提出年月日 平成 20 年 9 月 30 日

議決年月日 平成 20 年 9 月 30 日

提出議員名 経済委員会

送 付 先 内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、経済産業大臣、
経済財政政策大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

急激な原油価格高騰は、製造業、運輸業、商業、農業、漁業などあらゆる分野の産業活動を圧迫し、市民生活にも深刻な影響を及ぼしている。

今後も原油価格の高騰が続くことになれば、本市の地域経済及び市民生活に大きな影響を与えることになる。

については、市民生活に及ぼす影響を最小限に抑えるとともに、地域経済活動を安定させるために、次の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 第一次産業の実情を踏まえ、収益が得られる方策を早急に講じること。
- 2 業種ごとにその実情に応じたきめ細かな対策を充実強化すること。
- 3 国際的な協調体制を速やかに確立し、原油・原材料への投機的資金流入に対する国際的な監視・規制を行うなど、原油等価格安定化に向けた抜本的な対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書

提出年月日 平成 20 年 9 月 30 日

議決年月日 平成 20 年 9 月 30 日

提出議員名 経済委員会

送 付 先 内閣総理大臣、財務大臣、経済財政政策大臣、
厚生労働大臣、内閣官房長官、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

原油や食料品の価格の高騰が続き、国民、勤労者の生活を直撃している。

我が国の景気は、さらに減速しているという見方も増え、特に生活困窮層にあっては「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されなくなる恐れがある。

これまでの景気回復下において、国と地方の格差は拡大し、地域経済は疲弊している。賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下は、住民の生活を圧迫させ、さらなる地域経済の悪化や地方行政運営に深刻な影響を与えることが懸念される。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう要請する。

- 一 原油や食料の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得者層を中心とする所得税減税や生活困窮者に対する補助金制度の創設、あわせて生活扶助基準の設定にあたっては、物価上昇分を十分配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

社会保障関係費の2, 200億円削減方針の再考を求める意見書

提出年月日 平成20年9月30日

議決年月日 平成20年9月30日

提出議員名 文教厚生委員会

送付先 内閣総理大臣、財務大臣、経済財政政策大臣、
厚生労働大臣、内閣官房長官、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

地域における医師不足をはじめとして、医療、介護、福祉などの社会的セーフティネット機能が著しく弱体化している。非正規労働の拡大は、生活保護基準以下で働く、いわゆるワーキングプア層をつくり出し、社会保険や雇用保険に加入できないなど、住民の生活不安は確実に広がっている。

そのような中で、7月29日に閣議了解された「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、社会保障関係費予算を2,200億円抑制することが示された。これでは、地域の医療体制や介護人材確保は深刻な事態に陥りかねない。不安定雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担金の削減は、雇用社会の基盤を揺るがしかねない。

よって次の事項を実現されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2006」（骨太の方針2006）で打ち出された社会保障関係費の毎年2,200億円削減する方針の再考を求める。

基地対策予算の増額等を求める意見書

提出年月日 平成 21 年 6 月 24 日

議決年月日 平成 21 年 6 月 24 日

提出議員名 議会運営委員会

送付先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
防衛大臣、衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、世界的な経済危機に伴う大幅な税収減や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より 3 年ごとに増額されてきており、併せて、防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金も増額されてきた経緯がある。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあるため、これまで 3 年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成 22 年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ平成22年度予算において増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

提出年月日 平成 21 年 6 月 24 日

議決年月日 平成 21 年 6 月 24 日

提出議員名 文教厚生委員会

送 付 先 内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

女性の癌である子宮頸がんの死亡率は高く、毎年 8, 000 人が子宮頸がんと診断され、約 2, 500 人がなくなっています。

子宮頸がんには、他の癌にない特徴があり、一つは、発症年齢が低いことです。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、1978 年頃は 50 歳以降だったのに対し、1998 年には 30 代になり、20 代、30 代の若い女性の子宮頸がんが急増しています。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染であるということです。8 割近くの女性が一生のうちに HPV に感染するものの感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症するといわれています。この HPV 感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006 年 6 月に米国をはじめ 80 カ国以上の国で承認されています。

つまり、子宮頸がんは「予防可能な癌」ということになります。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されておられません。わが国においても予防ワクチンへの期待は高まっています。

よって、政府におかれては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取組みを推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。

記

- 一、子宮頸がんの予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること。
- 一、女性の一生において HPV 感染の可能性が高いこと、また予防可能な癌であることを鑑み、予防ワクチンが承認された後、その推進を

図るため接種への助成を行なうこと。

- 一、日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

日米 F T A 交渉に関する意見書

提出年月日 平成 21 年 12 月 18 日

議決年月日 平成 21 年 12 月 18 日

提出議員名 佐伯伸之、近藤栄次郎、砂田正和、福田幸博、
岩本直人、長秀龍

送 付 先 内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

近年、食品の安全性や品質に対する消費者の関心が高まっている我が国において、農業については、高度化・多様化する消費者や市場のニーズに対応した食料の生産と供給が求められている。

そのため、本市にあっては、本市の特性と新しい時代に即した体質の強い農業生産体制の確立に向け、農業生産基盤の整備、農業経営基盤の安定化をはじめ、農業の担い手に対する育成・支援策など、多様な施策を展開してきているところである。

しかしながら、我が国にとって最大の農産物の輸入相手国である米国との F T A 交渉が開始され、米をはじめとする農産物の関税が撤廃されれば、他国からも同様の取り扱いを求められることとなり、結果的に全ての農産物の関税撤廃にもつながりかねないことから、国内農業生産の激減、食料自給率の大幅低下、雇用の喪失等が懸念されるところである。

とりわけ、農業を重要な産業の柱の 1 つとする本市においても、農業生産体制の確立強化どころか、多くの生産者は営農を継続できなくなり、農地の荒廃、農家の減少が加速度的に進行し、ひいては地域経済社会にも大きな打撃を受けることとなる。

今、国に求められることは、4 割程度に過ぎない我が国の食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことである。

よって、国におかれては、食料自給率の向上、更には農業が持続可能となるよう各種施策をより積極的に推進され、米国との F T A 交渉については慎重に対応するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

提出年月日 平成 22 年 3 月 26 日

議決年月日 平成 22 年 3 月 26 日

提出議員名 議会運営委員会

送 付 先 内閣総理大臣、外務大臣、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

このため、本市を初め 8 割を超える全国の地方自治体が「非核宣言」を行うなど、核兵器の廃絶を世界に向かって訴えてきた。

しかし、核兵器はいまだに世界に 2 万発を超える。核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。2000 年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005 年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより、核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有五カ国に加え、NPT 未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに、事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験した北朝鮮の動向などは、核不拡散体制を大きく揺るがしている。

こうした中、米国オバマ大統領が「核兵器を使用した国としての責任から、核兵器のない世界に向けて具体的措置をとる」と発言していることは極めて重要である。

よって、国におかれては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆 65 周年を迎える 2010 年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
 - 2 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
 - 3 核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

ＴＰＰ交渉参加への慎重な対応を求める意見書

提出年月日 平成 23 年 3 月 28 日

議決年月日 平成 23 年 3 月 28 日

提出議員名 議会運営委員会

送 付 先 内閣総理大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、外務大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

政府は、昨年 11 月 9 日に T P P（環太平洋経済連携協定）について、関係国との協議を開始することなどを内容とする「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。

しかし、この T P P は、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉であり、国内産業に悪影響を与えないよう配慮されてきたこれまでの経済連携協定（E P A）とは比較にならないほど厳しい内容となっている。

この交渉に拙速に参加すれば、本市の農業はもとより我が国の農業に与える影響ははかり知れず、国内農業は壊滅的な打撃を受ける恐れがある。例え、農家の所得が補償されたとしても、輸入の増大により国内生産が減少し、関連産業の衰退や、地方の雇用喪失につながりかねない。さらには、食料の自給率の低下を招き、国民の食糧の安全保障を脅かす重大な問題となることも懸念される。

よって、国においては、T P P 交渉への参加検討にあたっては、国内農業をはじめ水産業や商工業等、我が国の産業全体に及ぼす影響を考慮し、拙速な参加は避け、国民の合意が得られるまで、慎重かつ適切な対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

提出年月日 平成23年3月28日

議決年月日 平成23年3月28日

提出議員名 議会運営委員会

送付先 内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、総務大臣、
厚生労働大臣、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染、国の責任による医原病とされる。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓がんに進行し、命が危険となる重大な病気である。肝炎患者の大半はインターフェロン治療の助成以外は何の救済策もないままであり、病気の進行、高い治療費負担、生活困難にあえぎ、毎日120人ほどの患者が命を奪われている。感染に気付かず、治療しないまま肝炎が進行している人も少なくない。

肝炎患者のうち、フィブリノゲンなど特定血液製剤を投与して感染したことが、カルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続きを経て国が給付金を支払う、「薬害肝炎救済特別措置法（以下「救済特措法」）」が平成20年1月に制定された。

しかし、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、気付いた時にはカルテの保存義務の5年が過ぎており、ほとんどの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法による対象から除外されている。救済特措法制定の際の衆参両議院の付帯決議にあるように、①手術記録、母子手帳等の書面、②医師等の投与事実の証明、③本人・家族等による証言によって、特定血液製剤による感染の可能性のある患者は薬害肝炎被害者として認め、特措法を適用し広く救済する枠組みにしなければ救済されない。

また集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害

を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断が下され、国の責任が確定しているにもかかわらず、今なお係争が続いており、B型肝炎患者救済のために早期の解決が求められている。

以上のようなB型・C型肝炎感染の経緯をふまえて、国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が、平成21年11月に制定された。患者救済の根拠となる「基本法」はできたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ、患者の救済は進まない。よって国会及び政府におかれては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記

- 1、肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化をすすめる、全患者の救済策を実行すること。
 - 2、「緊急措置法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。
 - 3、集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。
 - 4、肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策をすすめること。
 - 5、ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などをはかること。
 - 6、医原病であるウイルス性肝炎の発症者・死亡者に一時金、もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
 - 7、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書

提出年月日 平成 23 年 9 月 28 日

議決年月日 平成 23 年 9 月 28 日

提出議員名 文教厚生委員会

送 付 先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

「混合型血管奇形」は、動脈・静脈・毛細血管・リンパ管のうち複数の血管の先天性形成不全をいい、体幹部や下肢・その他体の各部に大小の腫瘍やあざのような症状が現れる病気である。

血管の形成が不完全であることから、患部に衝撃を与えると大量出血につながることや、患部がウイルスや細菌等に感染すると生命にかかわる重篤な事態が予想される。

さらに、患部では血管が異常に成長し、その部分が栄養過剰となることなどから、背骨・骨盤・下肢等の骨格に悪影響を与えることになる。

このような結果、日常生活が著しく規制されることとなる。

また、この病気は、医師や看護師の間でも認知度が低く、治療方法の未確立はもとより、病名さえもわからないまま、患者や家族にとって精神的・経済的な負担が非常に大きなものとなっている。

よって、国におかれては、「混合型血管奇形」を難病指定することにより、早期に原因の解明や治療方法の研究、確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう下記の事項について早急に実現されるよう強く要望する。

記

混合型血管奇形を難病指定にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

エネルギー政策の根本的見直し等を求める意見書

提出年月日 平成 23 年 9 月 28 日
議決年月日 平成 23 年 9 月 28 日
提出議員名 近藤栄次郎、林真一郎、長秀龍、菅原明、木本暢一、
西本健治郎
送 付 先 内閣総理大臣、経済産業大臣、
内閣府特命担当大臣（原子力行政）、
内閣府特命担当大臣（防災）、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と 1000 年に一度ともいわれる大津波による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、東日本は、現在もなお、被災地の復旧も放射能汚染の収束も、そして何よりも、多くの国民のあるべき生活の回復も目途が立たない状況にある。

このたびの大震災は、災害に向きあう都市計画や被災時の自治体機能のあり方といった自治体が主体的に取り組むべき喫緊の課題を、我々に再確認させる契機となったのみならず、当該放射能汚染は、原子力発電の安全神話を崩壊せしめ、また来春には国内のすべての原子力発電所が検査等により運転停止となる可能性と相まって、我が国のエネルギー構造や電力システムのあり方を含め、原子力発電に依存しない社会への議論といった国家エネルギー政策の転換が、今や避けては通れないものであることを、一層明確に国民に認識させたといえる。

既存の玄海原子力発電所及び伊方原子力発電所はもとより、現在、上関町に建設が計画されている上関原子力発電所が、こうした地震や津波により大量の放射能漏れを引き起こした場合、風向きによっては県境さえ越えて放射能汚染が拡散することから、山口県の最西端に位置する本市にとっても、決して安全とは言いきれず、下記に掲げる諸課題の解決がなされない限り、上関原子力発電所の建設計画を一時凍結せざるを得ない状況にあると考える。

よって、政府におかれては、下記の項目を実現されるよう強く要望する。

記

1. 従来からの省エネルギーや効率的エネルギー利用の推進にとどまらず、再生可能エネルギーの導入をも積極的に促進しつつ、多様なエネルギー源の最善の組み合わせを考究し、もって新たな我が国の中・長期的エネルギー政策を早急に構築すること。
 2. 今回の原子力発電所事故の検証を徹底して行い、もって国内外にその説明を的確に行うとともに、原子力発電の安全対策、監督体制、情報公開等必要な施策を打ち出すことにより、何よりも国民とともにある原子力行政のあり方を迅速に見直すこと。
 3. 震災復興はいうに及ばず、放射能汚染による直接的及び間接的な国民生活への甚大な影響を除去し、国民の抱えるさまざまな不安を一掃し、及び国民生活における安全安心を一刻も早く回復すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

燃油関係税制に係る特例措置に関する意見書

提出年月日 平成 23 年 12 月 19 日

議決年月日 平成 23 年 12 月 19 日

提出議員名 経済委員会

送付先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

我が国の農業においては、燃油・資材等の価格高騰が続く中、持続的発展が可能な担い手ほど大型機械等を導入し、A重油をはじめとする燃油の使用量は多く、一方で農産物の価格が下落しており、そのコストを価格転嫁できず、非常に厳しい経営環境にある。また、本年3月に発生した東日本大震災及び原発事故は、被災地の農業のみならず、日本全国に甚大な被害を及ぼしている。

このような状況の中、震災等を契機に安全・安心な食料の安定供給の必要性についての国民の認識の高まりがみられ、その期待に応えるためには、担い手を中心とした持続的発展が可能な農業経営体の育成が必要である。そのため、農業者の所得確保を強力に図り、さらなる生産コストの増加を避けるには、燃油に関する免税措置の維持等が不可欠である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 軽油引取税における農業に係る免税軽油制度について恒久化すること。
- 2 農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免税・還付措置について恒久化すること。
- 3 平成23年度税制改正大綱では地球温暖化対策税を措置するとしているが、A重油に限らず軽油も含め、農業者の負担が増加しないよう措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

提出年月日 平成 24 年 3 月 26 日

議決年月日 平成 24 年 3 月 26 日

提出議員名 文教厚生委員会

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

国の防災基本計画には、2005年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、2008年には「政策決定過程における女性の参加」が明記されました。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画・男女双方視点が取り入れられつつありますが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えません。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が、平成23年9月28日にとりまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれています。

よって、政府におかれましては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。
- 2 地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

基地対策予算の増額等を求める意見書

提出年月日 平成 24 年 6 月 27 日

議決年月日 平成 24 年 6 月 27 日

提出議員名 議会運営委員会

送付先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、長期に渡る景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より 3 年ごとに増額されてきた経緯がある。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで 3 年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成 25 年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準の更なる緩和を図ること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・ 充実する仕組み」の構築を求める意見書

提出年月日 平成 24 年 9 月 28 日

議決年月日 平成 24 年 9 月 28 日

提出議員名 総務委員会

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、環境大臣、国家戦略担当大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、わが国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は京都議定書において、第 1 約束期間である平成 20 年から平成 24 年までの間に、温室効果ガスを 6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち 3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成 24 年 10 月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成 24 年度税制改正大綱」において、「平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事

者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書

提出年月日 平成 24 年 9 月 28 日

議決年月日 平成 24 年 9 月 28 日

提出議員名 経済委員会

送 付 先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、
国土交通大臣、環境大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

中小企業は、地域の“経済”や“雇用”の要として非常に大きな役割を果たしている。特に、東日本大震災や震災後の復旧・復興において、地域に根ざす中小企業が日本経済の屋台骨であることが改めて認識された。

しかしながら我が国の経済環境は、長引くデフレ・円高に加え、原燃料の価格高騰、電気料金の引き上げ、電力需給の逼迫など、厳しい状況が続いており、柔軟な対応力、技術力、商品開発力等の優れた潜在力を持ちながらも、中小企業は苦しい経営を余儀なくされている。

本格的な経済成長への途を確立するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、中小企業の成長は、日本の景気回復の重要な鍵といえる。そのため、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるよう、あらゆる政策手段を総動員すべきである。

よって、政府におかれては、中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、以下の点について、その実現を強く求める。

記

一、環境、健康、医療など新たな成長分野で事業を取り組もうとする中小企業を支援するために、積極的なリスクマネーの提供や経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。

一、地域の中小企業に雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕・補強など、必要な公共事業に

対し、一定期間、集中的な投資を行うこと。

一、中小企業の新たな投資を促進し、雇用を維持・創出に資する「国内立地推進事業費補助金」をさらに拡充すること。

一、電力の安定的な供給体制の構築をめざし、自家発電設備及び省エネルギー機器、デマンド監視装置等の導入、LED等高効率照明の買換え等を促進するための支援措置を拡充すること。

一、中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生・若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

自治体における防災・減災のための事業に 対する国の財政支援を求める意見書

提出年月日 平成 24 年 9 月 28 日

議決年月日 平成 24 年 9 月 28 日

提出議員名 建設委員会

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、国土交通大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展と共に、昭和 40 年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後 30～50 年）を迎えている。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もあるが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況となっている。

国土交通省の調査で、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ 6 万の橋のうち 89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることが分かったとの報告もされている。

よって、政府に対し、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう要望する。具体的には、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修、及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の、財政支援を拡充することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

オスプレイ飛行に関する意見書

提出年月日 平成 24 年 9 月 28 日

議決年月日 平成 24 年 9 月 28 日

提出議員名 議会運営委員会

送 付 先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

米軍新型輸送機MV 2 2 オスプレイは、その安全性を不安視する声が完全に払拭されたとは言えないまま、在日米軍普天間基地に配備される前段階として、7月23日に同岩国基地に搬入され、9月21日から試験飛行を開始した。

同日の試験飛行で、オスプレイは、在日米軍岩国基地から福岡、山口両県沖の日本海側に設定されている在日米軍飛行訓練空域の一つであるR 1 3 4への移動に際し、米軍が日本側に説明したルートとは異なり、下関市街地上空を低空で飛行した。

これは、オスプレイ墜落事故の原因について、未だ日本国民が納得しているとは必ずしも言えない中で、日本国政府から下関市民に何らの説明もないままに行われた。

下関市議会は、このたびの事態を大変遺憾とし、ここに、政府に対し、今後、かかる事態を招くことのないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方税財源の充実確保を求める意見書

提出年月日 平成 25 年 9 月 26 日

議決年月日 平成 25 年 9 月 26 日

提出議員名 議会運営委員会

送 付 先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成 25 年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5 : 5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

山口地方裁判所管内の各支部における労働審判及び 裁判員裁判実施のための予算措置等を求める意見書

提出年月日 平成 26 年 3 月 24 日

議決年月日 平成 26 年 3 月 24 日

提出議員名 総務委員会

送 付 先 最高裁判所長官、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

平成 18 年 4 月 1 日に開始された労働審判制度は、個別労働紛争を、裁判所において迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度開始以来、全国的に申立件数は増加している。

しかしながら、労働審判は原則として各地方裁判所の本庁で実施され、山口県では山口地方裁判所本庁のみであることから、下関市を含む各地方裁判所の支部地域の住民が労働審判を利用するには山口市まで出向かなければならず、移動による時間的、経済的な負担を伴う。

山口県においては、瀬戸内海側の各市町に企業が多数存在しているが、特に下関市においては、中小企業から大企業までその数が多いことから、労働審判の需要も高いものと推察される。

また、平成 21 年 5 月 21 日に始まった裁判員裁判についても、山口県では山口地方裁判所本庁のみで行われているが、各支部地域で発生している裁判員裁判対象事件に関して、裁判員本人はもちろん、被害者ら事件関係者や地域住民が傍聴するためには、山口市まで行かなければならず、住民にとっては労働審判と同様、移動に係る負担を伴う。

国民に対する司法サービスの提供は、地方裁判所の本庁と支部との間で差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所支部において取り扱うことができる事件の拡大と、あわせて人員配置及び施設整備等に係る予算措置等が必要である。

よって、山口地方裁判所管内の下関支部をはじめとする各支部地域における司法の充実を図るため、下記のとおり、国において実施されるよ

う要望する。

記

山口地方裁判所管内の下関支部をはじめとする各支部において、労働審判及び裁判員裁判が実施できるよう、裁判官及び裁判所職員並びに検察官及び検察庁職員の増員、並びに施設整備等のための必要な予算措置をはじめとする施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書

提出年月日 平成 26 年 6 月 24 日
議決年月日 平成 26 年 6 月 24 日
提出議員名 末永昇、亀田博、平岡泰彦、林透、香川昌則、
濱岡歳生、吉田真次
送 付 先 内閣総理大臣、文部科学大臣、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

明日の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いである。

しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊などが挙げられるが、とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等を初めとする性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されている。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、ときに戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ない。

これらの問題に対して今求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備である。

特に、「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

よって、政府及び国においては、以上の内容を踏まえた「青少年健全育成基本法の制定」を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

提出年月日 平成 26 年 6 月 24 日

議決年月日 平成 26 年 6 月 24 日

提出議員名 文教厚生委員会

送 付 先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めるこ

と」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「手話言語法」制定を求める意見書

提出年月日 平成 26 年 9 月 29 日

議決年月日 平成 26 年 9 月 29 日

提出議員名 文教厚生委員会

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

手話とは、手や指、体などの動きや顔の表情を使う、音声言語とは異なる語彙や文法体系をもつ言語である。手話は、それを使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得およびコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会においても長い間手話に対する差別や偏見があったことにより、手話が音声言語と同等な言語として社会的な認知を受けているとはいいがたい。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されており、同条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。わが国は平成 26 年 1 月 20 日に同条約を批准したところである。

また、同法第 22 条では国及び地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学ぶことができ、自由に手話を使うことができ、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考えます。

よって下関市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供が手話を獲得し、手話で教育を受け、また手話を学ぶことができ、ろう者が家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において自由に手話を使うことができ、情報の保障が行われ、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書

提出年月日 平成 26 年 12 月 17 日

議決年月日 平成 26 年 12 月 17 日

提出議員名 議会運営委員会

送付先 総務大臣、衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本文

モーターボート競走事業施行者は厳しい経営環境の下、より健全なモーターボート競走事業の経営を目指し、ファンサービスの向上はもとより、各種業務の効率化による開催経費の削減等、諸施策を積極的に推進してきたところであるが、平成 3 年度の 2 兆 2 千億円の売上をピークに大幅に減り続け、近年では、ピーク時の約 4 割、9 千億円まで減少しており、繰出金の額が大幅に減少し、繰出金を出せない団体も多い状況である。また、本年 4 月からは消費税が 8 % に引き上げられ、今後更なる消費税増税が示唆されていることから、本来の法目的である施行者の地方財政への寄与という事業の存立根拠も危うい状態となり、競走事業の存廃問題に繋がる恐れがある。

地方公共団体金融機構への納付金制度については、昭和 45 年度に創設されたものであるが、これは、当時、公営競技の収益が著しい増加を示し、公営競技を実施する施行団体と非施行団体との行政水準・財政力の不均衡が問題となったため、公営競技収益の均てん化を目的に、10 年間の時限措置として導入されたものであるが、その後、累次にわたり期限延長されてきている。

モーターボート競走事業施行者が、今までに地方公共団体金融機構に納付した金額は、約 5 千億円、他の公営競技施行者のものを含めた地方公共団体健全化基金積立金額は、約 9 千億円以上と膨大な金額にのぼり、十分に所期の目的は達せられたと考えている。

こうしたことから、総務省におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要請する。

記

地方公共団体金融機構納付金制度を廃止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業に関する決議

提出年月日 平成 26 年 3 月 24 日

議決年月日 平成 26 年 3 月 24 日

提出議員名 経済委員会

送 付 先 環境大臣、経済産業大臣、山口県知事、
前田建設工業株式会社

本 文

現在、下関市安岡沖において安岡沖洋上風力発電事業が計画されている。

国が、3. 1 1 の原発事故の発生以来、国策として再生可能エネルギーに取り組む中、下関市議会としても、風力発電の必要性については理解している。

今般、下関市長が山口県知事に当事業について、環境影響評価法の規定に基づく意見を提出したところである。

下関市議会は、本意見のとおり、当事業について、近隣住民への健康リスクや景観価値について地元理解を得た上で、海域環境、自然環境、水質資源に対する地元の不安や課題が解消されるよう求める。それができなければ、風力発電の建設は、現状反対せざるを得ない状況にあると判断する。よって、この状況を改善することを求める。

以上、決議する。

災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書

提出年月日 平成 27 年 12 月 18 日

議決年月日 平成 27 年 12 月 18 日

提出議員名 文教厚生委員会

送 付 先 内閣総理大臣、国土交通大臣、産業経済大臣
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

日本列島は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えている。

また、近い将来発生すると予測される首都直下地震や南海トラフ沖地震などにも備えなければならない。

このような大災害が発生した場合、被災者の支えとなり復旧・復興活動に欠かせないのがボランティアの活動である。大災害が発生すれば、被災地ではすぐに家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦礫の処理などが始まるため、最近では発災直後からボランティアの協力を求められるケースが多くなってきている。

東日本大震災では、1日当たり推定1万人から2万人のボランティアが必要だったが、実際には集まらない状況であった。各種調査によると「旅費がないのでボランティアに行けない」という意見が圧倒的に多く、「行きたい気持ち」はあるが「行けない」のが現状である。

これまで、鉄道会社等が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど官民ともに負担軽減のための取り組みを行った事例がある。

国はこうした動きをさらに広め、多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきである。

以上の理由から、国に対し下記の事項について実現を求めるものである。

記

- 1 地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平和安全法制の速やかな確立に関する決議

提出年月日 平成 27 年 9 月 30 日

議決年月日 平成 27 年 9 月 30 日

提出議員名 福田幸博、林真一郎、林透、安岡克昌、藤村博美、
松田英二、板谷正

送 付 先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

現在、我が国周辺の安全保障環境は激変しつつあり、東シナ海や朝鮮半島における不安定な情勢は、我が国において非常に憂慮すべき事態であると考ええる。

このような状況の中にあつて、いわゆる平和安全法制整備法は、主たる目的が「我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備」であり、新たに制定されたいわゆる国際平和支援法においても「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する支援活動」を定めているものである。

平和安全法制は憲法 9 条 2 項で定められている戦力の不保持のもとで行使に一定の要件を設け、我が国が国際社会の平和に貢献し、抑止力を高めて戦争を未然に防ぐためのものである。

政府は会期を延長し、真摯に説明を行ってきたが、今も国民の理解が進まないことについては、しっかりと議論しようとする野党側にこそ大きな責任があると考ええる。

政府が示した新 3 要件のもとに限り、集団的自衛権の行使を限定的に容認するとの見解は、明らかに憲法の許容範囲内であり、砂川事件最高裁判決に照らしても、当時とは国際情勢が大きく異なり、何ら問題のないことである。

今の我が国に求められているのは、日米同盟の強化や新たな安全保障

体制の確立であり、平和安全法制整備法ならびに国際平和支援法が成立した今こそ、国際社会の平和と安全により一層貢献し、国民の生命と財産を守る安全保障体制を確立することを強く要望する。

以上、決議する。

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

提出年月日 平成 28 年 3 月 23 日

議決年月日 平成 28 年 3 月 23 日

提出議員名 文教厚生委員会

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、国家公安委員会委員長、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

本年 1 月の埼玉県狭山市における 3 歳女児の死亡事件や、東京都大田区での 3 歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

児童虐待とは、保護者等による児童への身体的虐待、性的虐待、心理的虐待及び育児放棄（ネグレクト）を言いますが、家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、このような児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年 1 2 月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

記

- 1 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援

訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。

- 2 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
- 3 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等はじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を積極的に図ること。
- 4 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
- 5 一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。
- 6 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

提出年月日 平成 28 年 9 月 28 日

議決年月日 平成 28 年 9 月 28 日

提出議員名 建設消防委員会

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
内閣府特命担当大臣（防災）、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることはとても重要である。

しかしながら欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても我が国の無電柱化割合は著しく低く、近年増加する異常気象等に起因する災害による電柱の倒壊に伴う救援救助等への影響や、いたましい通学児童の交通事故、観光振興等によるインバウンド効果などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっている。

本市では、まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ「輝き海峡都市・しものせき」の実現のため、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり、効率的で活動しやすい都市機能を備えるまちづくり、美しく潤いのある自然や街並みと人が共生するまちづくりを目指しており、無電柱化は、大規模災害発生時の歩行者・通行車両の被害軽減や緊急車両通行の支障回避など、防災・減災対策の推進に大きく貢献するものである。また、全市民が安全・快適に歩くためのバリアフリー化や通学路の安全対策、さらには関門海峡をはじめとする自然景観・史跡・文化財等多くの魅力ある資源に恵まれた本市の観光振興の観点からも強く望むところである。

よって、政府及び国会においては、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な

発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律案の早期成立を強く要望する。政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

下関北九州道路の早期整備に関する意見書

提出年月日 平成 28 年 9 月 28 日

議決年月日 平成 28 年 9 月 28 日

提出議員名 亀田博、菅原明、木本暢一、浦岡昌博

送付先 内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（地方創生）、
内閣府特命担当大臣（防災）、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

関門海峡と世界に誇れる自然・歴史・文化資産を有する関門地域（本市及び北九州市）は、古くから、産業、経済、文化など、様々な面で密接に交流・連携しながら一体的な都市圏・経済圏を形成してきた。また、ヒトやモノが活発に行き交う要衝の地として今日まで栄えてきている。

さらに、近年は、我が国の自動車をはじめとする産業・経済をリードする地域として、また、成長著しいアジアのゲートウェイとしての役割も期待されている。

一方、本市では、人口減少・少子高齢化問題を克服し成長力を確保するため総力を結集し、地方創生に向けた取組を深化させていくことが重要である。

こうした中、関門地域が有するポテンシャルを活用し、さらなる自立的発展を図っていくためには、地域間の交流・連携をより強固なものとし、地域の生産性の向上による国際競争力強化や、アクセス性の向上による観光振興などのストック効果を最大限発揮させるよう、道路ネットワークを充実・強化することが急務である。

また、本年 4 月に発生した「平成 28 年熊本地震」においては、自衛隊、警察、消防などの多くの緊急車両が、本州各地から関門橋や関門トンネルを通行して被災地に駆けつけ、迅速な人命救助や災害応急対策、救援物資の搬送などが行われた。近い将来、南海トラフ地震等の発生が懸念される中、大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築が強く求められている。

しかしながら、関門橋は供用開始から 42 年、関門トンネルは 58 年

が経過しており、近年、施設の老朽化に伴う補修工事や、悪天候、車両事故等による通行制限が頻繁に行われている。このため、関門地域における安定的な交通機能の確保、ひいては本州と九州の連絡強化が喫緊の課題となっている。

こうした地域のニーズや喫緊の課題に的確に応えていくためには、“下関北九州道路”を早期に整備し、関門橋や関門トンネルと一体となって環状道路網を形成することにより多重性・代替性を確保することが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下関北九州道路に関する下記の施策を実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 下関北九州道路の早期実現を図ること
- 2 実現に向けて、必要な調査を実施するとともに、具体的な方策の検討を進めること
- 3 これらの調査・検討に必要な予算を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

提出年月日 平成 28 年 12 月 16 日

議決年月日 平成 28 年 12 月 16 日

提出議員名 議会運営委員会

送 付 先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

提出年月日 平成 29 年 9 月 28 日

議決年月日 平成 29 年 9 月 28 日

提出議員名 文教厚生委員会

送付先 厚生労働大臣

衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約 1 万 5, 0 0 0 人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置付けている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取組を国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取組を進めるための罰則付き規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求める。

記

- 1 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。

- 2 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
- 3 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
- 4 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

道路財特法の補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

提出年月日 平成 29 年 12 月 19 日

議決年月日 平成 29 年 12 月 19 日

提出議員名 建設消防委員会

送 付 先 内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（地方創生）、国土強靱化担当大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

道路は、市民の安全・安心な暮らしや、活力ある社会・経済活動を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活になくってはならない重要な社会インフラである。

本市では、高度経済成長期に整備され、一斉に更新時期を迎える道路ストックの老朽化対策に加え、通学路の安全確保、生活道路の整備など、未だ解決すべき課題が数多く残されており、必要な道路予算を長期安定的に確保することが不可欠である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この措置は、平成 29 年度までの時限措置となっている。

本市では、まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ「輝き海峡都市・しものせき」の実現のため、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいるところであるが、嵩上げ措置が廃止された場合、財源の不足により、本市にとって必要な道路整備は遅延し、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響を生じることとなる。

よって、国におかれては、地方における計画的かつ着実な道路整備の必要性を踏まえ、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成 30 年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

提出年月日 令和元年 6 月 18 日

議決年月日 令和元年 6 月 18 日

提出議員名 総務委員会

送 付 先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、
国土交通大臣、衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

予防接種の充実に関する意見書

提出年月日 令和元年 6 月 18 日

議決年月日 令和元年 6 月 18 日

提出議員名 文教厚生委員会

送 付 先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

全国的な少子化の流れの中で、予防接種は次代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たしており、WHOも国の責任により定期接種化すべきワクチンを列挙し、その勧奨を行っている。

国は、平成26年10月から水痘ワクチンを、平成28年10月からB型肝炎ワクチンを、それぞれ予防接種法に基づき定期接種化し、予防接種の充実に努めているが、ロタウイルスワクチン及びムンプスワクチンについては、WHOにより定期接種化勧奨となっているものの、任意接種にとどまっており、定期接種化へのスケジュールは示されていない。

よって、子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支えるため、国におかれては、ロタウイルスワクチン及びムンプスワクチンについて、安全性を十分に検討した上で、早期にスケジュールを示し、定期接種化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

提出年月日 令和2年9月25日

議決年月日 令和2年9月25日

提出議員名 議会運営委員会

送付先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、
まち・ひと・しごと創生担当大臣、衆参両院議長、
地元選出衆参両院議員

本 文

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

下 関 市 議 会

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の 充実を求める意見書

提出年月日 令和3年9月27日

議決年月日 令和3年9月27日

提出議員名 議会運営委員会

送付先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

下 関 市 議 会

ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議

提出年月日 令和4年3月2日

議決年月日 令和4年3月2日

提出議員名 吉田真次、木本暢一、林 真一郎、
前東直樹、片山房一

送付先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

去る2月24日、ロシアは、国際社会の度重なる警告を無視し、首都キエフへの攻撃をはじめ、ウクライナ全土への軍事侵攻を開始した。

今回のロシアの行動は、ウクライナへの重大な主権侵害であり、ひいては国際社会が築き上げてきた平和と秩序、世界市民の安全を脅かし、明確に国連憲章に反する暴挙である。

このような、力を背景とした一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすものとして、断じて容認することができない。

よって、本市議会は、今回の国際秩序への挑戦ともいえるロシアによるウクライナへの主権侵害行為に対し厳重に抗議の意を表するとともに、攻撃の即時停止と完全かつ無条件での撤退を強く求めるものである。

また、政府においては、現地在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携しつつ毅然たる態度で、ロシアに対して制裁措置を含めた迅速かつ厳格な対応を行うよう強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月2日

下 関 市 議 会

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

提出年月日 令和4年3月28日

議決年月日 令和4年3月28日

提出議員名 経済委員会

送付先 内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減

少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月28日

下 関 市 議 会

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

提出年月日 令和4年3月28日

議決年月日 令和4年3月28日

提出議員名 江村卓三、林真一郎、木本暢一、星出恒夫、井川典子、
坂本晴美、村中良多

送付先 内閣総理大臣、内閣官房長官、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されているが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっている。

わが国と海との歴史的、文化的小よび経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の小切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の小安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月28日

下 関 市 議 会

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書

提出年月日 令和4年9月22日

議決年月日 令和4年9月22日

提出議員名 福田幸博、戸澤昭夫、吉田真次、濱崎伸浩、河野淳一、
林 昂史

送付先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せない中、地方議会においては、議員や説明員が新型コロナウイルス感染や濃厚接触者認定等によって議場に参集できない事態が現に発生している。

二元代表制の一翼を担う議会の権能が発揮できず、市民の負託に応えることができなくなる事態を回避するためには、定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない場合においても、議案審議や表決などが行えるよう、議会運営方法を確立しておく必要がある。

しかしながら我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念が、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上できないと解されている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られる。

また、議会の意思形成過程である委員会審議においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、国においては、議場への参集が困難な場合には、本会議への出席や表決の意思表示等がオンラインによっても可能となるよう、地方自治法の規定を速やかに改正するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

下 関 市 議 会

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保 のための経済的支援制度の確立を求める意見書

提出年月日 令和4年12月19日
議決年月日 令和4年12月19日
提出議員名 文教厚生委員会
送付先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、
衆参両院議長、地元選出衆参両院議員

本 文

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒は全国で24万4,940人と9年連続で増加しており、山口県内でも2,603人が不登校と、依然高水準で推移している。

また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数に鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと断言は難しく、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、その利用料が月額3万3,000円程度（文部科学省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には、遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければならない。

また、多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、当該民間施設への経済的支援制度は、一部の自治体が制定するにとどまっており、必要な資金を確保できずその設立を断念している個人や団体も少なくない。

以上のことから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の基本理念の一つに「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」とあるが、現状では、それが果

たされているとはいえない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考える。

よって、国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、次の事項について要請する。

記

1. 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。
2. いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

下 関 市 議 会

基幹的公共交通機関であるＪＲ西日本「山陰本線」の 早期復旧を求める決議

提出年月日 令和５年１２月２０日

議決年月日 令和５年１２月２０日

提出議員名 建設消防委員会

送付先 国土交通大臣、地元選出衆参両院議員、山口県知事、
下関市長、西日本旅客鉄道株式会社

本 文

本市は、令和５年６月３０日からの豪雨により、市内全域で多くの被害に見舞われた。特に、ＪＲ西日本の山陰本線においては、粟野川に架かる鉄橋が傾いたほか、海岸沿いの線路の多くで土砂崩れが発生したことなどにより、現在もなお、小串駅～長門市駅間が不通となっている。

ＪＲ西日本において、代行バスの措置が取られてはいるものの、十分ではなく、特に、県立下関北高等学校生徒においては、通学や学校生活に多大なる支障が生じており、今後、この状況が続けば、入学志願者は減少の一途をたどり、ゆくゆくは学校の存続にも関わる由々しき事態となっている。

また、古くから市民の日常生活を支え、高齢者等の交通弱者にとってはなくてはならない移動手段であり、さらに、本市の観光名所である角島への移動手段としても重要なものであることから、このたびの不通により観光への影響も大きなものとなっている。

以上のことから、本市議会は、このような山陰本線の重要性に鑑み、ＪＲ西日本におかれては、復旧の見通しについての情報開示及び小串駅～長門市駅間の早期全面復旧を、国におかれては、早期全面復旧に係るＪＲ西日本に対する財政支援及び助言・指導を、市長におかれては、ＪＲ西日本に対して、早期全面復旧をこれまで以上に強く求めること、加えて、復旧までの間、利用する市民に対する支援を山口県と連携して行うことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月20日

下 関 市 議 会

議案第173号 下関市一般職の職員の給与に関する
条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議

提出年月日 令和5年12月20日

議決年月日 令和5年12月20日

提出議員名 山下隆夫、林透、木本暢一、恵良健一郎

送付先 下関市長

本文

今年度は人事院勧告でプラス改定がなされ、常勤職員については対応しているものの、会計年度任用職員には一部しか対応がなされていない。

現在の社会情勢に鑑み、国においては賃金アップを大きな政策課題として精力的に取り組んでいるところであり、また物価高騰もまだまだ先が見えない状況である。にもかかわらず、会計年度任用職員については不十分な対応であり、その理由がシステムが対応していないというものである。

総務省からも令和5年5月2日の通知、さらには令和5年10月20日にも重ねての通知があり、会計年度任用職員について常勤職員の取扱いに準じて適切に措置するよう求められている。本市には2,000名弱、全職員の40%以上の会計年度任用職員がおり、日々業務を担っていただいております。常勤職員となんら変わるものではない。

については、会計年度任用職員の取扱いについて常勤職員に準じた適切な措置がなされるよう強く求める。なお、令和5年度分については何らかの措置を講ずることを求める。

令和5年12月20日

下関市議会